岩手県立盛岡となん支援学校　いじめ防止基本方針

Ｒ５．７　改訂

Ⅰ　いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

１　本校のいじめ防止にむけての取組

本校では、いじめ防止対策推進委員会（構成：校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、学部主事、訪問教育部主任、寮務主任、生徒指導部員、養護教諭、担任、特別支援教育コーディネーター、必要に応じてスクールカウンセラーSC）を設置し、いじめの未然防止やいじめの認知と支援方針の協議など、組織を編成して取り組んでいる。いじめ問題への対応として、初期段階のものも積極的に認知し、適切な早期対応につなげる。いじめ問題が発生した際には決して担任等が一人で抱え込まないよう、組織的に対応するとともに、いじめられた児童生徒の立場に立ち、一件　一件迅速かつ丁寧に対応する。また、いじめる子どもに対しては毅然とした態度で臨み、問題の早期解決に取り組む。

２　いじめの定義

「いじめ」とは、一定の人間関係にある児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第２条】

① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
② ＡとＢの間に一定の人間関係が存在すること
③ ＡがＢに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
④ 当該行為の対象となったＢが心身の苦痛を感じていること

という４つの要素が当てはまるものを、いじめと認知する。

Ⅱ　いじめの未然防止のための取組

１　教職員による指導について

（１） 学校・寄宿舎が児童生徒の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、児童生徒が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
（２） 自己有用感や自尊感情を育むため、児童生徒一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
（３） いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、学級活動・児童生徒会活動等の充実に努める。（年間計画表参照）
（４） 保護者、県立療育センター、及び地域住民との連携を図り、いじめ防止に取り組む。

２　児童生徒に培う力とその取組

（１） 自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。（年間計画表参照）
（２） 学級活動や児童会（生徒会）活動、舎生会活動などの場を活用して、児童生徒自身がいじめの

問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。（年間計画表参照）

３　いじめ防止等の対策のための取組

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。

（１）　「いじめ防止対策推進委員会」の役割

ア　いじめ防止基本方針の策定、年間計画の作成

イ　いじめの未然防止と早期発見の取り組み、いじめ事案に関わる情報の共有

ウ　いじめ防止にかかわる児童生徒の主体的な活動の推進

エ　いじめにかかわる研修会の企画立案

オ　学校いじめ防止基本方針の点検および見直し

４　家庭・療育センター・地域との連携

（１）　学校いじめ防止基本方針を、ホームページに掲載するなどして広報活動に努める。

（２）　ＰＴＡ総会等で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。

５　教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修や、いじめ問題への取組についてのチェックシートによる自己診断を年に複数回実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。（年間計画表参照）

Ⅲ　いじめの早期発見のための取組

１　いじめの早期発見のために

（１）　いじめや人間関係のトラブルで悩む児童生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童生徒が信頼関係を築くように心がける。

（２）　日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童生徒の表情や行動の変化にも配慮する。

（３）　いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、休み時間、放課後、また、寄宿舎生活全般においても児童生徒の様子に目を配るよう努める。

（４）　遊びやふざけあいのように見えるいじめ等、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。

（５）　保護者、療育センター、地域住民と普段から情報交換を行い、日常的な連携を深める。

２　学校生活等に関するアンケートの実施

いじめを早期に発見するため、児童生徒や保護者からの情報収集を定期的に行い、寄せられたいじめに関する情報に対して迅速に面談を行い、対応する。

（１）　児童生徒を対象としたアンケート調査　　年２回（６月、１０月）

（２）　保護者を対象としたアンケート調査　　年２回（６月、１０月）

３　相談窓口の紹介

いじめられている児童生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。

本校におけるいじめの相談窓口を下記のとおりとする。

○日常のいじめ相談（児童生徒及び保護者）・・・・・全教職員が対応
○スクールカウンセラーの活用　・・・・・・・・・・養護教諭
○地域からのいじめ相談窓口　・・・・・・・・・・・副校長
○インターネットを通じて行われるいじめ相談　・・・学校または紫波警察署
※市町村設置の相談窓口　・・・・・・・・・・・・・盛岡市保健福祉部障がい福祉課
　　矢巾町教育委員会教育研究所
※２４時間いじめ相談電話（県教委）・・・・・・・・０１９－６２３－７８３０（２４時間対応）
　２４時間子供 SOS ダイヤル・・・・・・・・・・・０１２０－０－７８３１０（通話無料）

Ⅳ　いじめの問題に対する早期対応

１　いじめに対する措置の基本的な考え方

（１）　いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。

（２）　いじめかどうか判断に迷う事案でも、まずはいじめを疑い、積極的にいじめと認知し、適切な対応を行う。

（３）　いじめられている児童生徒及びいじめを知らせた児童生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。

（４）　いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。

（５）　教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、必要に応じて関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

２　いじめの発見・通報を受けたときの対応

（１）　いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。

（２）　いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、「校内対策組織」を立ち上げ、速やかに両者の聞き取りを綿密に行い、事実確認をする。

（３）　いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。

（４）　いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

（５）　いじめを受けた児童生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。また、いじめられた児童生徒が安心して教

育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

（６） いじめを受けた児童生徒の心を癒やすために、また、いじめを行った児童生徒が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。

（７） 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第２６条の規定に基づき、適切に、児童生徒に懲戒を加える。

３　いじめが起きた集団への対応

（１） いじめを見ていた児童生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。

（２） 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。

（３） 全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、スクールカウンセラーとも連携を図りながら、教職員全体で支援する。

４　警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び紫波警察署と連携して対処する。

５　ネットいじめへの対応

（１） インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり通報を受けたりした場合は、「校内対策組織」を立ち上げ、情報を保存し共有するとともに、被害の拡大を避けるため、教育委員会と連携しプロバイダなどに情報の削除を求める。

（２） 児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切な援助を求める。

（３） インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。

Ⅴ　重大事態への対処

１　重大事態とは

（１） いじめにより本校在籍する児童生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

（２） いじめにより本校に在籍する児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。　【いじめ防止対策推進法　第２８条①】

（３） 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

２　重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（岩手県教育委員会）に報告する。

３　重大事態の調査

〇学校が調査の主体となる場合

学校設置者の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

（１）　重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ防止対策推進委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。

（２）　調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。

（３）　調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。

（４）　調査結果を学校の設置者に報告する。

（５）　いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。※関係者の個人情報に配慮する。

（６）　いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。

（７）　「いじめ防止対策推進委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

〇学校の設置者（岩手県教育委員会）が調査の主体となる場合

設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅵ　学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次を学校評価の項目に加え、適正に本校の取組を評価する。

〇いじめの未然防止・早期発見にかかわる取組に関すること

Ⅶ　その他

１　いじめの「解消」について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。

（１）　いじめに係る行為が止んでいること

いじめの行為が止んでいる状態が、少なくとも３ヶ月継続していること。

（２）　被害者が心身の苦痛を受けていないこと

被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、安心・安全を確保する。また、「解消している」状態に至った場合でもいじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒および加害児童生徒を日常的に注意深く観察する。

いじめ事案（疑い含む）発生時の対応

○いじめ行為（疑い）を発見したり、通報をうけたりしたときは、特定の職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
○いじめられている児童生徒及びいじめを知らせた児童生徒の身の安全を最優先に考える。
○いじめた側の児童生徒には、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導にあたる。
○いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を負うことを主眼におくのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼をおいた指導を行うことを大切にする。

いじめの発見・疑いのある情報

＜学校生活アンケート調査への記述、訴え、通報、相談、他＞

情報を得た段階で、校内対策組織に速やかに報告する

校内対策組織

【◎副校長　○生徒指導主事　○該当学部主事　寮務主任（寄宿舎が関係する場合）　該当学部指導部員】
【被害者、加害者に関係する職員（担任、寄宿舎担当等）】
＊情報の共有

いじめの疑いあり

対策チーム

【担当副校長　学部主事　生徒指導主事　担任　事案に関係する職員、当該学部指導部員】
＊聞き取り調査（事実確認）の実施・被害児童生徒の安全確保
＊調査結果および事実の整理
＊指導・支援方針の検討・実施
＊いじめ認知の有無の判断
※随時校長に報告し、指示・了解を得て対応する。

いじめの疑いなし

各学部・寄宿舎等での情報共有

いじめ防止対策推進委員会へ報告

県教委への報告
（認知しなかった場合も報告）

重大事態への対応
（『学校いじめ防止基本方針』『いわて「いじめ問題」防止対応マニュアル』）を参照

問題解決へ向けた取り組み
＊被害者、加害者への指導、支援　　＊保護者への報告、協力依頼
＊関係する児童生徒への指導、支援　　＊集団への指導、支援

関係機関との連携（必要な場合）
警察、児童相談所、市町村児童家庭（福祉）担当、スクールソーシャルワーカー等

【令和５年度　いじめ防止対策年間指導計画】

月	防止対策	早期発見	会議、研修
４月 ５月 ６月	HR、学級づくり 地域連携（学校運営協議会①）5/15 地域連携（学校へ行こう週間） 6/26～6/30 高等部生徒会あいさつ運動	学部保護者懇談会（小・中・高） 学校生活アンケート （児童生徒・保護者）① 5/22～6/2 心の健康相談（１年生と希望者）	
７月 ８月 ９月	中・高情報モラル学習会 けやき集会 8/28 寄宿舎情報モラルオリエンテーション	 保護者面談週間　9/28,29 心と体の健康観察 （各学部Ⅰ・Ⅱグループ）	「いじめ防止対策推進委員会」① 7/5 教育研修① 「いじめの未然防止と理解について」
10 月 11 月 12 月	地域連携（学校運営協議会②）10/15 高等部生徒会あいさつ運動 中学部フォトコンテスト	学校生活アンケート （児童生徒・保護者）② 9/25～10/6 学部保護者懇談会（小・中・高）	教育研修② 「いじめへの対処について」
１月 ２月 ３月	けやき集会 1/16 地域連携（学校運営協議会③）2/27 ※年間をとおして各学部集会、寄宿舎生活オリエンテーションを実施	学部保護者懇談会（小・中・高） 保護者面談週間　2/27,28 ※ＳＣによる個別面談年７回	「いじめ防止対策推進委員会」② 2/20 ※いじめ事案（疑い含む）が発生時は「校内対策組織」を設定